

意見書案第9号

「敵基地攻撃論」の撤回を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を求める。

令和2年9月24日提出

提出者 中間市議会議員 田口澄雄

賛成者 〃 柴田芳信

「敵基地攻撃論」の撤回を求める意見書

現在政府は、敵とみなした国のミサイルの発射基地に対する攻撃を容認する「敵基地攻撃論」について、検討を進めています。こうした攻撃の検討は、現在の憲法も現実も国際法も無視した、極めて危険な暴論です。

この背景には、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威を口実とした、自民党からのたびたびの要求がありますが、政府としては憲法の立場を踏み越えることとなることから、今までは躊躇してきたものです。

しかし今回の場合は、前首相が、「提言を受け止め、しっかりと新しい方向性を打ち出し、速やかに実行していく」と意欲的です。

敵と見込まれる外国の基地に対して、相手にいきなり攻撃を仕掛けることは、国際法でいう先制攻撃となり、同法違反であることは明白ですが、その上国際紛争を解決するために武力の行使を放棄し、国の交戦権を認めないとした日本国憲法にも反します。

仮にこうした判断のもとに「敵基地」を攻撃した場合、当面の相手国と想定される北朝鮮でも、移動式のミサイル発射台が、200両はあるといわれており、こちらの攻撃だけではすみません。反撃を含めた双方の被害は、想像もできないほどに甚大で悲惨なものとなります。

政府はこうした破滅的ともいえる手段に頼ることなく、我が国独自の憲法9条を生かした、平和的解決に徹するべきです。以上のことから、こうした「敵基地攻撃論」については撤回することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月24日

中 間 市 議 会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	菅	義偉	様
防衛大臣	岸	信夫	様
外務大臣	茂木	敏充	様